

## 夢 甲 斐 塾 規 約

(名称)

第1条 この会は、夢甲斐塾（以下「塾」という。）と称する。

(理念)

第2条 志高き出る杭となる。

(目的)

第3条 夢甲斐塾は、新しい時代の新しい山梨を創造するために、①ふるさと山梨を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育て（人間力育成）、②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築する（仲間力構築）ことを目的とする。

(塾の構成)

第4条 この塾は、下記により構成される。

(1) 塾長

(2) 塾生

2 塾生の中から事務局を構成する。

(活動)

第5条 塾は、その理念を達成するために、次の活動を行う。

(1) 塾長の指導の下、夢甲斐塾の運営

(2) 最新年度に入塾した塾生は理念の下、1年間の研修活動

(3) 長期活動テーマを設定し、その実現のための活動

(4) 同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築するための活動

(5) 地域を知り地域を愛するための活動

(6) 夢甲斐塾の活動をひろめ仲間を増やすための活動

(7) その他の活動

(塾長)

第6条 塾には、塾生を指導育成する塾長を置く。

(塾生)

第7条 塾生は、年会費を納める。

- 2 塾生は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 「志」(人の為になにかできる心)を持っている人
  - (2) 山梨をもっと良くしたいと思っている人
  - (3) 特色ある地域づくりをしたい人
  - (4) 何かで日本一になりたい人
  - (5) 夢を実現したい人
  - (6) 自分を磨きたい人
- 3 塾生は、総会の議決権を有する。

#### (入塾)

第8条 入塾を希望する者は、事務局が指定する方法に従い、入塾の諸手続きを完了しなければならない。

#### (会費及び会計)

第9条 年会費の金額については、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

- 2 塾の会計年度は、事業年度と同じ期間とする。
- 3 塾運営のための予算は、事務局が提案し、総会にて決するものとする。
- 4 予算の執行については、会計が中心となり事務局で諮っていくこととする。
- 5 臨時の場合、塾生代表、副代表、及び事務局長が塾会計の中から臨機の措置をすることが出来る。ただし、事務局会議での承認を要することとする。

#### (事務局の構成)

第10条 事務局に、次の役職を置く。

- (1) 塾生代表 1名
  - (2) 副代表 1名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 監査 1名
- 2 塾運営に必要な役職は別に事務局で定めるものとする。

#### (事務局の職務)

第11条 塾生代表は、塾生を代表し、塾を統括する。

- 2 塾生副代表は、塾生代表を補佐し、塾生代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 会計は、塾の会計を担当する。
- 5 監査は、塾の会計の監査をする。

6 会計及び監査は総会において、収支報告並びに監査報告を行う。

(事務局員の選任と任期)

第12条 事務局員については総会において選任する。

2 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠による事務局の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、塾の事務の管理及び執行についての基本的な事項を決定する。

2 総会は、塾生代表がこれを招集する。

3 その招集については、事務局がその任を負う。

4 塾生代表は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

5 総会の議長は、その総会において、出席した塾生のうちから選任する。

6 総会の議事は出席した塾生の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第14条 事務局は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

2 事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

3 複数年度にわたる事業などに関しては、第2項によるものではない。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、第13条第6項の規定にかかわらず、総会において出席した塾生の3分の2以上の賛成をもって決する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

附則

塾長は、上甲晃とする。(敬称略)

塾生は、会費の他に会議運営費を納入する。

この規約は、平成23年7月5日から施行する。